

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
偵察ボート	G E - F 1 9 4 0 0 1 M	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成 1 2 年 1 2 月 1 8 日
	変 更	令和 4 年 1 1 月 1 8 日
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊で使用する偵察ボート（以下，“ボート”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	種類
1	偵察ボート（5人乗）
2	偵察ボート（2人乗）

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1の種類による。

例 偵察ボート（5人乗）

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS Z 8 2 0 1 標準色

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G E - L 4 2 2 0 0 1 救命胴衣

H E - F 1 2 8 0 0 1 げん外機9.9馬力

c) 法令等

船舶安全法（昭和8年法律第11号）

小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) このボートは，“船舶安全法”（以下，“安全法”という。）及び“小型船舶安全規則”（以下，“安全規則”という。）に適合し，製品としての安全性及び信頼性が十分に立証された製品とする。
- b) ボート（5人乗）は，日本小型船舶検査機構（以下，“J C I”という。）の型式承認を受けた製品とし，ボート（2人乗）は，それに準じた強度をもつ製品とする。

2.2 材料・部品

材料及び部品は，日本産業規格品又は同等以上とし，かつ，製造者が規定する社内規格に合格した材料及び部品とする。

なお，ボート本体及び底布には，合成繊維を基布とし，その表面にクロロスルホン化ポリエチレンゴム及び裏面にはクロロプレンゴムを2層にトッピング加工したゴム引き布を使用する。

2.3 構造

構造は，次によるほか，**図1**及び**図2**による。細部は，承認図面による。

- a) ボートは，空気を充填するゴムボートとし，ボート本体は，ゴムによるボート部分及びさげ索から成る。
- b) ボート本体は，複数の気室から成り，そのそれぞれが独立した構造とする。
- c) かい2本は，ボート本体に取付け・操作が可能とする。
- d) 展張時及び収納時に，ボート（5人乗）は隊員4名で，ボート（2人乗）は2名で運搬するための取っ手を備えるか又は運搬しやすい構造とする。
- e) ボート本体に装備しているエアーバルブは，充気口径25 mm以上及び開放口径30 mm以上の大口径プラスチックバルブを使用する。
- f) ボート（5人乗）の構造は，次による。
 - 1) 船尾部に，げん外機が取り付けられる構造とする。
 - 2) 内面に，偵察用オートバイを積載・固定するための固定具を備える。
 - 3) 底板，固定具などの強度は，偵察用オートバイ（排気量250 c c級オートバイ・質量約160 k g）に十分耐え得る強度とする。
 - 4) 波よけは，取り外しが可能とする。
 - 5) トランサム板上で操船などに支障のない位置にマスト固定具を取り付ける。ただし，マストが着脱可能な構造とする。
 - 6) バッテリーボックスを船底の後方部右側に固定可能な構造とする。

2.4 機能

機能は，次による。

- a) ボート（5人乗）は，武装隊員5名又は偵察用オートバイ1両及び武装隊員3名を積載して航行可能とし，気室の一つが損傷を受けても航行可能とする。
- b) ボート（2人乗）は，武装隊員2名で航行可能とし，気室の一つが損傷を受けても安全の確保が可能とする。

2.5 形状・寸法

形状及び寸法は，**表2**によるほか，**図1**及び**図2**による。細部は，承認図面による。

表2—寸法

単位 mm

番号	項目		規定	
			5人乗	2人乗
1-1	展張時	長さ	3 4 0 0 以上 4 0 0 0 未満	2 6 0 0 以上
1-2		幅	1 4 5 0 以上	1 4 2 0 以上
1-3		チューブ径	4 0 0 以上	3 8 0 以上
2-1	収納時	長さ	1 3 0 0 以下	1 0 5 0 以下
2-2		幅	7 0 0 以下	6 0 0 以下
2-3		高さ	5 0 0 以下	4 0 0 以下
3	トランサム板の高さ		Sサイズシャフト のげん外機に対応 する。	—

2.6 質量

ボート本体の質量（底板を含む。）は、ボート（5人乗）は4名、ボート（2人乗）は2名で運搬が可能とし、基準は、表3による。

表3—質量（基準）

番号	種類	質量
1	5人乗	1 0 0 k g 以下
2	2人乗	5 0 k g 以下

2.7 外観

飾りテープ、社名ロゴなどは、取り付けない。細部は承認図面による。

2.8 塗色

塗色などは、次による。細部は、承認図面による。

- ボート本体（ゴムによるボート部分及びさげ索）は、NDS Z 8 2 0 1の色番号2 3 1 4（O D色 7. 5 Y 3 / 1）を標準とする。
- ボート本体に取り付ける小部品（取っ手、エアバルブ、フック座）などは、本体と同色又は黒を標準とし、その他の色を使用する場合は、承認色見本による。
- 附属品のかいは、本体と同色を標準とするが、柄以外の部分は黒又はその他の目立たない色を使用してもよい。ただし、本体と同色又は黒以外の目立たない色を使用する場合は、承認色見本による。

2.9 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1の2.3に基づき、1種銘板をボート内側に表示する。

3 品質保証

3.1 成績表・証明書

安全法に基づく、J C Iの小型船舶成績表又は社内検査証明書などによる。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

表4－附属品・予備品

番号	品名	数量		規定
		5人乗	2人乗	
1	フットポンプ	2	2	ボート本体エアバルブ適合品
2	プレッシャーゲージ	1	1	ボート本体エアバルブ適合品
3	かい	5	2	a) 長さ1 500 mm±10 mmとする。 b) 上端部分にT型の握り部を取り付ける。
4	底板	一式	一式	－
5	腰掛け板	1	1	－
6	オートバイ固定ベルト	2	－	－
7	修理キット	一式	一式	メーカー標準品、ゴム引き布はOD色
8	収容袋（本体・底板用）	各1	－	OD色布製
9	収容袋（本体用）	－	1	
10	予備品	3	2	エアバルブ
11	げん外機	1	－	HE-F128001による。 なお、別途調達とする。
12	救命胴衣	5	－	GE-L422001による。 なお、別途調達とする。
13	係留索（ロープ）	2	1	ボートに適した構造とし、安全規則に適合する法定備品とする。
14	アンカー（いかり）	1	－	
15	アンカー索（ロープ）	1	－	
16	小型船舶用救命浮環	1	－	
17	小型船舶用信号紅炎	1	－	
18	消火用バケツ（赤バケツ）	1	－	
19	音響信号器具（笛）	1	－	
20	黒色球形形象物	2	－	
21	航海用レーダ反射器	1	－	

表4－附属品・予備品（続き）

番号	品名	数量		規定
		5人乗	2人乗	
22	マスト	1	－	a) 材質は、ステンレス製とし、両色灯及び停泊灯を取り付けた一体式とする。 b) 両色灯と停泊灯との間隔は、1000mm以上とし、マスト固定具に装着した状態で、両色灯の高さが、舷から800mm以上とする。 c) 頂上付近に番号20及び番号21を装着可能な構造とする。
23	バッテリーボックス	1	－	a) バッテリーは、サイクルサービスバッテリーとし、全ての灯火を6時間以上点灯可能な能力をもつ。 b) 両色灯及び停泊灯の点灯切替えは、消灯、停泊灯のみ及び両色灯、停泊灯の同時点灯をスイッチで切替可能な構造とする。
24	搭載人員表示票	1	－	5cm角以上の文字の大きさと定員表示が可能とする。
25	収納袋	1	－	製造者が規定する仕様及び規格によるほか、番号22を収納可能とする。

5.2 承認用図面等

契約の相手方は、GLT-CG-Z000001の**箇条6**に基づき2.3、2.5、2.7及び2.8について、承認用図面並びに色見本各3部（ほかに承認願書だけ1部）を提出し、契約担当官等の承認を受ける。

5.3 納入書類

5.3.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、ボート一式につき**表5**の書類を添付する。

表5－添付書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)、7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

5.3.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に**表6**の書類を提出する。

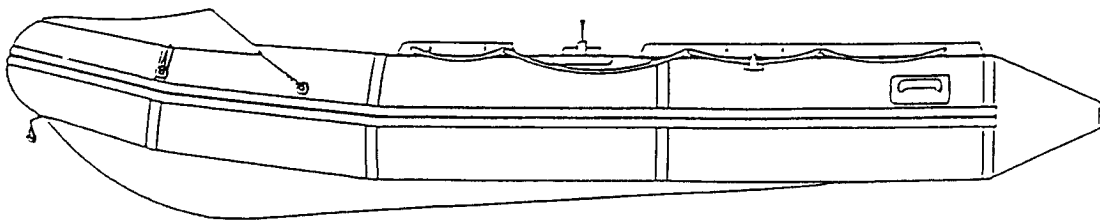
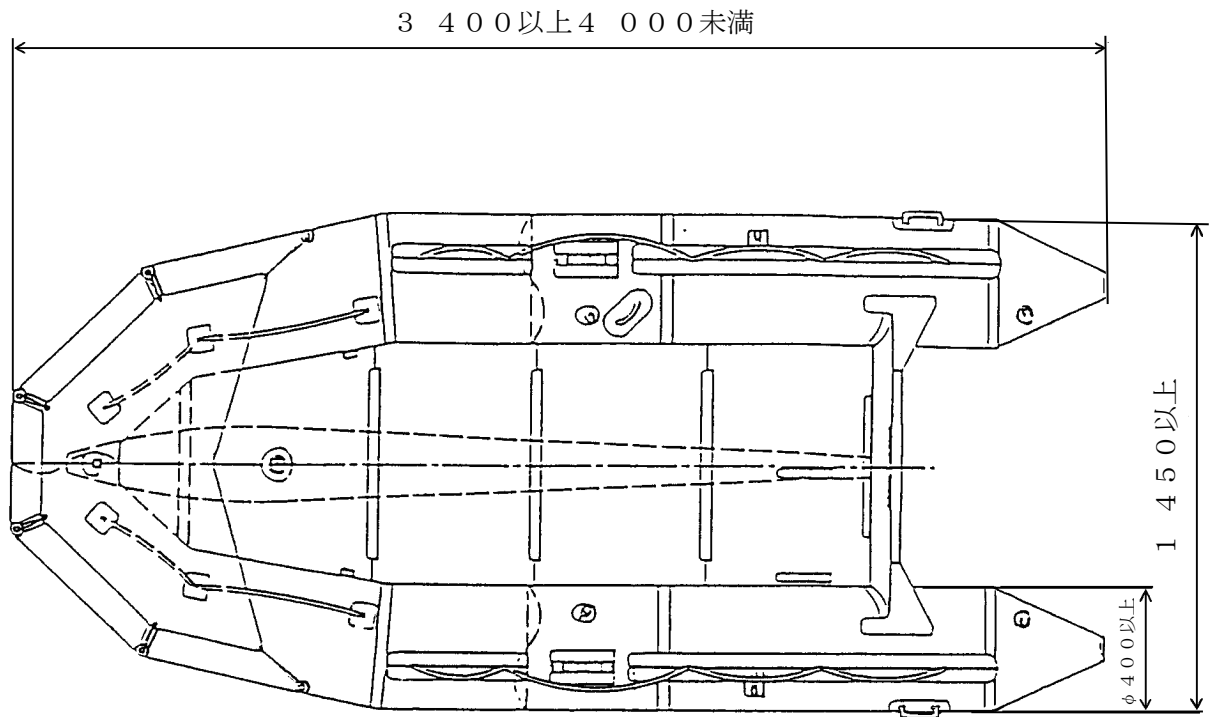
表6－提出書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
4	完成品写真 ^{b)}	一式	四方写し（前後左右）
5	試験成績書 ^{c)}	1	－
<p>注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。</p> <p>注^{b)} 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略してもよい。</p> <p>注^{c)} 過去に納入実績があり、同一ロット又は同一工程で作成されている場合は、省略してもよい。</p>			

5.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

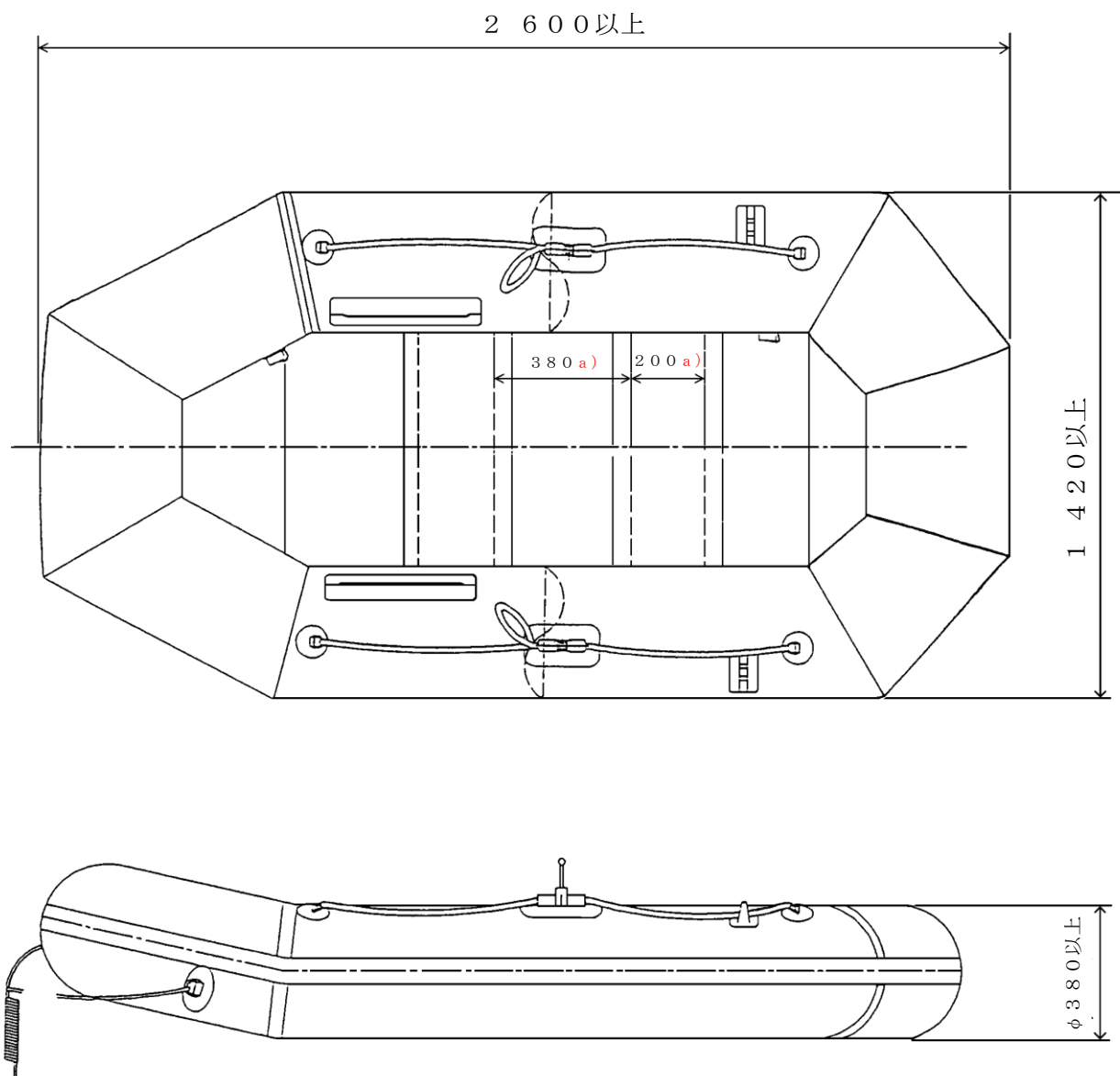
単位 mm



注記 この図は、特定のモデルを示すものではない。

図1-偵察ボート（5人乗）

単位 mm



注記 この図は、特定のモデルを示すものではない。

注^{a)} 数値は、標準とする。

図2—偵察ポート（2人乗）